

居宅介護支援 重要事項説明書

令和8年6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 **0436-96-1117** 担当 _____
 (受付時間 月~金曜日 8時30分~18時00分)

2. 市原園居宅介護支援事業所の概要

〈事業者名〉 市原園居宅介護支援事業所(1272401793、千葉県)
 〈住 所〉 千葉県市原市万田野732番地6
 〈サービス提供地域〉 市原市、大多喜町、君津市、木更津市
 〈事業所の職員体制〉 管理者 1名 (常勤兼務)
 介護支援専門員 4名 (常勤4名)
 〈営業時間〉 平日 午前8時30分~午後5時30分
 土・日・祭日 連絡がとれる体制をとっています
 ※夜間緊急連絡電話 **0436-96-1148** 特別養護老人ホーム市原園

3. 当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)の体制をとっています。

4. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

要介護1~5・要支援の方から、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されますと、居宅介護支援契約書を取り交わします。

次に居宅を訪問し、解決すべき課題を把握し、居宅サービス計画の原案を作成します。それで良ければ、利用者から文書による同意を受けます。

指定居宅サービス事業者等と連絡調整し、サービス提供となります。

※利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

※前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合。

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
31.2%	28.2%	16.5%	60.5%

※前6か月間に作成したケアプランにおけるサービス事業者の割合

訪問介護		通所介護		地域密着型通所介護		福祉用具貸与	
市原園在宅介護支援 センター	43.1 %	高滝神明の里 デイサービス	37.2 %	市原園 デイサービスセンター	74.3 %	チャフルキョウエイ 木更津事業所	46.4 %
市原ムツミ ヘルパーステーション	28.6 %	相川リハビリデイ 牛久	18.9 %	デイサービス 楽心	10.8 %	スペースケア 市原営業所	13.6 %
ニチイケアセンター 城見ヶ丘	14.3 %	鶴舞温泉げんき館	16.5 %	デイサービスセンター あじさい苑	7.8 %	有限会社 四つ葉	8.2 %

5. 利用料金

①利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合は、一旦全額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額の払い戻しを受けることができます。

②交通費

前記 2 のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

③解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

④その他

契約書第 10 条第 3 項の複写物にかかる経費として、1 部 50 円とします。

⑤支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日以内にお支払ください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金とします。

6.サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスを開始します。

(2)サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7.当法人の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

①お客様が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

②お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

③居宅介護支援の提供に当たっては、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

④事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

⑤平時から以下の項目等に於いて、医療機関等との連携に努めます。

- ・利用者が入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供して頂く。
- ・利用者が医療系サービスを希望する場合に意見を頂いた主治医に対してもケアプランを交付する。
- ・利用者の入退院時における医療機関及び介護保険施設等との情報収集や情報伝達を行う。
- ・訪問介護事業者等から伝達された利用者に関する医療的な問題や状態等について、主治医や薬剤師

に必要な情報伝達を行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成の手法として使用する課題分析票の種類は、全社協版居宅サービス計画ガイドラインとします。

(3) サービス利用のために

- | | | |
|--------------|---|----------------------------------|
| ・介護支援専門員の変更 | 有 | 変更を希望される方はお申し出下さい。 |
| ・調査(課題把握)の方法 | 有 | 全社協版居宅サービス計画ガイドライン |
| ・介護支援専門員への研修 | 有 | 年1回以上千葉県介護支援専門員協会の開催する研修会等に参加する。 |

8. 介護保険個人情報資料提供の同意について

契約書、第13条第2項及び3項に基づき、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、事前に文書での同意を得ることが掲げられています。ついては、この後の《介護支援サービス利用契約に関する個人情報使用及び個人番号使用の同意について》で説明し、本契約書に於いて同意頂くものとします。

9. サービス内容に関する苦情

① 当法人お客様相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 市原園居宅介護支援事業所 電話 **0436-96-1117**

- ・苦情受付担当者 君塚 亮太
- ・苦情解決責任者 佐川 裕子

10. 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外での目的では原則として使用しません。サービス担当者会議等で利用者がその家族の個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

11. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

1. 虐待防止委員会の開催
2. 高齢者虐待防止のための指針
3. 虐待防止研修の実施
4. 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	君塚 亮太
-------------	-------

14. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

1. 感染対策委員会の開催

市原園居宅介護支援事業所

2. 感染症及びまん延防止のための指針の整備
3. 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
4. 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	白駒 敦子
--------------	-------

16. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その機能及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

②その他

当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・市原市保健福祉部高齢者支援課 電話 0436-23-9873

・千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428

(介護保険課 苦情処理係)

・社会福祉法人第三者委員

明賀 彦之 氏

佐久間 茂男 氏